

~ 令和3年2月

社会保険労務士 岡経営労務事務所 労働保険事務組合 経営労務協会

横浜市港北区新横浜2-5-10新横浜楓第2ビル7階 TEL 045-471-7749 FAX 045-471-7759 URL https://www.okakeiei.jp

------令和3年2月時点の情報に基づき記載しています-----

~ 2021年4月より36協定届の様式が新しくなります~

働き方改革法施行により時間外労働の上限規制が厳格化され、中小企業でも昨年 4 月より新しい様式の 36 協定届 (時間外・休日労働に関する協定届) に対応し始めたばかりですが、今年 2021 年 (令和 3 年) 4 月 1 日以降届出分より、さらに新しい様式に変更します。 今号では、新たに加わる変更点 2 点についてお知らせ致します。

変更点①・・ 労働者代表の適格性を確認するチェックボックスの【新設】

労働者代表の選出に関する確認のチェックボックスが新設されました。

このチェックボックスにより、労働者代表が適切に選出されているか、これまで以上に厳しく確認されます。労働者代表の選出要件についてあらためてご確認の上、**②**チェックを入れた 36 協定届にて届出ください。

≪労働者代表の選出要件≫

- ✔ 管理監督者でないこと
- ✓ 36 協定を締結する者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること
- ✔ 使用者の意向に基づき選出された者でないこと

チェックボックスに☑チェックがない届出については、要件に適合している 36 協定届とみなされず、指導の上、"再提出"となりますのでご注意ください。

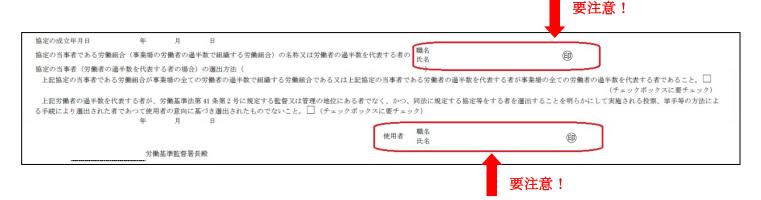
協定の成立年月日 年 月 日 版名の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 氏名 版定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の場合 の選出方法 () 上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数を組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること (チェックボックスに要チェック) 上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は資金の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと (チェックボックスに要チェック) 年 月 世 職名 氏名 労働基準監督署長殿

変更点②・・・ 36 協定届における押印・署名の【廃止】

新様式の 36 協定届では、36 協定届とは "別に"協定書(労使協定)を作成・押印している場合に "限り"、使用者と労働者代表の押印・署名が不要となります。

36 協定届と協定書(労使協定)を兼ねる場合には、従来どおり押印・ 署名が必要です。

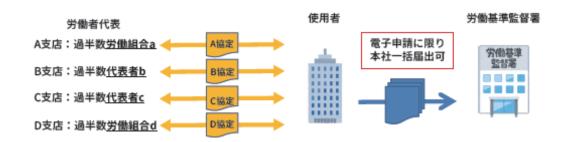
実務上は協定書を兼ねた36協定届を提出するケースが多いと思います。単純に使用者と労働者代表の押印・署名が不要となる訳ではありませんのでご注意ください。



その他・・ 電子申請情報

2021 年 4 月より電子申請での 36 協定等届出がより簡単になります。 ①e・Gov でのアカウント登録→②フォーマットに必要事項入力 の 2 ステップ申請となり、電子署名・電子証明書の添付は不要です。

また、これまでは不可とされていた事業場ごとに労働者代表が異なる場合の本社一括届出 も、電子申請に限り届出可能になります。



既に昨年より実施されている時間外労働の上限規制につきましては、弊所過去 NEWS にてご確認ください。

https://www.okakeiei.jp/?page_id=26

平成30年11月号 ~働き方改革第2回 「時間外労働の上限規制について」

平成31年 2月号 ~働き方改革 第3回 「36協定届の変更点」

その他詳細につきましては、厚生労働省 HP にてご確認ください。

36 協定届リーフレット : https://www.mhlw.go.jp/content/000708408.pdf

36 協定届新様式 : https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/電子申請リーフレット : https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000724367.pdf